

鳥取県手話言語条例（仮称）研究会（第2回）

日時：平成25年7月4日（木）13:00～15:05

場所：とりぎん文化会館第4会議室

- (荒田) それでは時間が参りましたので、ただ今から第2回手話言語条例（仮称）研究会を開会いたします。開会にあたり松田福祉保健部長より一言ごあいさつ申し上げます。
- (松田) 皆様こんにちは。小林座長様をはじめ、各委員の皆様におかれましては、誠に忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。この会議、研究会は2回目になりましたが、今回から毎熊委員様と国広委員様には参加を要請させていただきましたところ、快くお引き受けをいただきまして、参加をいただくことになりました。どうぞよろしく願いをいたします。皆様ご案内のとおり、この条例につきましては、知事の強い思い、あるいは、将来ビジョンを策定いたしましたときから、5年前になりますけれども、これもろうあ団体様、ろうあ者の方々からの強いご意見を受けて、文章の中に盛り込んだというふうな経緯でございます。その5年経過をして、今25年1月に全国のろうあ団体の方々からの要請、あるいは県内の団体の方々からの今までの強い気持ちを受けて、手話言語条例に向けて、研究会を立ち上げたところでございます。今日は2回目ということでございます。第1回目は皆様方からの本当にいろんなご意見をいただき、実は私のほうが出席をできていませんでしたけれども、聞いているところでございます。当事者の方からのご意見、あるいは教育関係、事業所の事業主の方からのご意見、あるいは災害時のことについて、さまざまなことについてご意見いただいたところでございます。当初は議論に議論を重ねて、年度内にというふうな気持ちでございましたけれども、ろうあ団体連合会の方々からのご意見を県のほうでもいち早く条例化をしたいという思いから、少しスピードを速めたいというふうに思っているところでございます。今日はそういう意味でも論点になります案・たたき台も準備させていただきました。これにかかわる、あるいはかかわらないこともさまざまに忌たんのないご意見をいただいて、一生懸命取り組んでいく。ご支援をいただけたらというふうに思っているところでございます。3時までの時間でございますけれども、どうぞよろしく願いいたします。なお大変申しわけございませんが、私のほうが2時半ごろに退席をさせていただくことをお許しください。どうぞよろしく願いをいたします。
- (荒田) それでは配布資料を確認させていただきます。皆様のお手元に本日の会議の資料をお配りしております。まず研究会（第2回）の次第と書いた一枚ものの紙、裏が委員名簿になっております。次に本日の会議の配席図、これも一枚ものの紙になっております。次に研究会（第2回）資料目次と表に書かれているホッチキス留めをされている資料。それから最後に研究会（第2回）追加資料目次と記載されているホッチキス資料。以上4枚、4点の資料がございますけれども、皆様お手元にごございますでしょうか。はい。ありがとうございます。それでは会議の進行上のお願いを申し上げます。発言をしていた

だく際には挙手をしていただき、お名前を名乗ってくださるようお願いいたします。また発言は早口にならないようご配慮いただきますようお願いいたします。それでは、今回新任の委員お二人が入られましたので、ご紹介させていただきます。前回の研究会の中で、「手話通訳士の方を委員に加えてはどうか。」といったご意見をいただきました。このご意見を踏まえつつ、改めて事務局で委員選任の検討を行った結果、今回の議論からお2人の委員に加わっていただくことになりました。毎熊様、国広様、お二人にそれぞれ一言ずつ自己紹介をお願いいたします。

(毎熊) 島根大学の毎熊です。よろしくお願ひします。僕は専門が行政学という役所の研究なのですが、最近よくNPOとかボランティアについて関心を持って研究をしています。ただ僕自身は、福祉とか手話とかはまったく不案内でして、じゃあおまえ何でここにいるんかということなのですが、いくつか条例ですね。福祉関係じゃないのですが、条例に、役所の委員として、あるいは学生と一緒に条例案を作って、島根県議会に持っていったりということをやったことありましたので、そういうことでお声かけいただいたのかなと思っています。どうぞよろしくお願ひします。

(国広) 新任ということで、今ご紹介をいただきました。鳥取県手話通訳士協会、国広と申します。よろしくお願ひをいたします。

(荒田) ありがとうございます。実は委員の皆様には、郵便等でご連絡差しあげていますが、この研究会のスケジュールが大幅に前倒しになる予定です。最初にその経緯等について、事務局よりご説明させていただきます。

(日野) 障がい福祉課長の日野でございます。スケジュールの前倒しの経緯についてご説明をさせていただきますければと思います。お手元でございます本日の資料の4ページをご覧くださいければと思います。手話言語条例の今後の経緯と今後の予定というところでございます。まず1番目として、これまでの経緯を時系列に並んでおりまして、この研究会は4月22日に第1回を開催させていただきました。それ以降の事情変更がございまして、6月の県議会におきまして、手話言語条例が議論になりました。その中で、知事のほうから「できるだけ早く条例の案を作って、議会にも相談できるようにしたい。」というご答弁があったと。あと6月23日、先々週ですかね。境港市のほうで、ろうあ者大会がございました。その中で、手話言語条例の早期制定という話が出てきたということで、これをふまえて、事務方としては、できるだけ早く手話言語条例の案をまとめて、議会に提出をしたいというふうに考えているところでございます。その場合、最短の議会というものが、今度は9月ということになります。ですので、ご議論のまとまるようであれば、9月議会に提出をしたいというふうに考えております。2番目の今後の予定のところでございます。そういう話がございましたので、当初は2か月に1回ぐらいのペースでというふうに考えておりましたが、かなりスピードアップをさせていただきました。今日2回目をやった後、7月24日、あと8月8日に3回目・4回目をご議論いただいて、9月11日の県議会にできれば提出をしたいというふうに考えております。あと今日の議論を踏まえながらということになりますけれども、仮に条例を出すというふ

うになりますと、例えばパブリックコメントとか県政参画電子アンケートとか、あと県民に対する説明会とか、そういった手続きが必要になって参ります。そちらにつきましても、適宜、今日の議論を踏まえながらなんですけれども、進めていきたいなというふうに思っております。なお、9月議会に条例を提出するという場合、条例だけを出すというのは、ちょっと変な話で、やっぱり条例ができた以上、その普及啓発をどうするのか、あと予算的な措置をどうするのかという話が出て参ります。そこにつきましては、9月議会に対応できるものについては、必要な予算は補正予算を提出していきたい。その上で、もうちょっと調整に時間が要するものとか、そういった事業につきましても、来年度予算をめぐって、2段階で予算のほうも手当てをしていくというかたちになるのかなというふうに事務局としては考えております。以上でございます。

(荒田) ただ今の説明に関して何かご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ここからの進行は小林部長様にお願いいたします。

(小林) 皆さんこんにちは。それでは早速ですけれども、本題に入らせていただきたいと思えます。先般、事務局のほうから鳥取県手話言語条例案の論点が示されております。本日の議論の進め方としまして、ちょっとご提案をしたいんですが、まず条例の全体構成等、条例全体に共通する点を議論したいと考えております。そのあとで、個別の課題について、議論を深めていくという流れで進めてはどうかと考えておりますけれども、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。どうぞ。

(西滝) 進め方なんですけれども、座長のおっしゃる進め方でよろしいかと思えます。できるだけ、前回の会議で資料が配られたと思うんですが、前は1回目ということもありまして、本格的な討議については、今日からということ、十分な私も説明不足だったのかなと資料を見ますと、少し舌たらずのような誤解をされた面があるのかなということが一個ありましたので、ちょっとお話させていただいてもよろしいですか。商工会議所の大谷委員さんのご意見をいただきまして、私は申しあげましたけれども、条例で厳しくしてしまうとやはり企業がろう者を雇用することに対して負担が重くなると困るなどということに対して言いましたのは、そのときには舌たらずと言いますか、実は職場におけるコミュニケーション保障は、やはり非常に重要な課題というふうに思っております。私たちはその解決方法として、職場のつなぐ制度を作っていたきたいというふうに考えています。現在ジョブコーチというような制度ですとか、手話協力員という制度、それがいろいろ展開ございます。やはり職場で手話通訳も頼めないというような現状もあります。企業の責務ということではなく、働く場面での手話通訳制度を作る。これが大きな課題であろうというふうに言いたかったんですが、少し時間が足りませんでしたので、今日改めて、そういった考えを持っておりますので、必ずしも聴覚障がい者を雇うと企業が困ることは、決して考えておりませんが、やはり制度的に保障というのは、国に対して要望したいというふうには思っております。

(小林) はい。第1回目のときの職場での雇用に関連してご発言があったことについて、今日少し補足がございました。職場の中でのコミュニケーション保障が非常に大事であるとい

うことで、例えばジョブコーチですとか手話協力員等の配置を含めた環境整備の重要性というのを補足としておっしゃっていただきました。ありがとうございます。はい。それでは先ほどご説明しましたように、全体としての構成がいかがというような点からご発言を求めたいと思います。どなたからでも結構ですので、よろしくお願いします。

(日野) 説明をさせていただいてよろしいですか。

(小林) ごめんなさい。失礼しました。事務局のほうから条例の案につきまして、ご説明をいただきます。

(日野) それではお手元の資料1ページをご覧ください。鳥取県手話言語条例(案)の論点ということで、今日の議論のたたき台となるベースのものをお示しさせていただいております。本来はもうちょっと箇条書きにして、議論を深めながら、条例案を作っていくという形が一番望ましいんですけども、大変申し訳ありませんが、先ほど申しあげたとおり、スピードを速める必要があるということで、事務局のほうで、第1回目の議論、あといろいろ手話言語法案とかを勉強させていただいて、その素案となるものを作らせていただきました。これをベースにして、本日忌たんのないご意見をいただきたいというふうに思っております。この条例を作る際に何点か憂慮しながら考えたことがございまして、まず1つ目は、できるだけ全員参加型というような条例にしたいなというふうに考えています。鳥取県の一番の特徴は障がい者施策で言いますと、あいサポート運動に示されるような障がい者も健常者もお互いのことを知って、共に生きていこうという、そういう活動を進めております。その理念が一番大事ですので、できるだけ多くの県民が県民全体に参加していただくようなものにしたいというようなものがまず1点目でした。2点目は、これは知事の記者会見でも言っておりましたけれども、強制的に義務付けるとか罰則を付けるとかという規制型じゃないほうがいいなと。やっぱり参加型という以上、参加を促すような感じの条例のほうがいいのではないかとというのが2点目でした。あと3点目は、県の条例でございますので、残念ながら国のように法律はかなり日本全体を縛ることができるんですけども、県の条例の場合、なかなか実は限界がございまして、市町村とかも、なかなか義務付けが難しい部分があったりします。そのあたり法律との違い、条例上の限界もあるなというものを考えながら、素案を作らせていただいたところでございます。ただ、多分手話言語条例が仮に施行されたとすると、手話がだんだん普及してくると思うんですけども、そうなった場合には、この条例を適宜見直すような漸進主義と申しますか、一步一步進んでいくという感じのものがよいのではないかなということも考えて作ったところでございます。それでは中身のほうに入らせていただきたいと思います。1ページのまず1番目『条例のコンセプト』ということが書いてあります。このコンセプトというのは、条例の名前ではなくて、こういうキャッチフレーズというふうに考えていただければいいんですけども、コンセプトとしては、”障がいを知り、共に生きる”手話言語条例ということで、要するにあいサポート運動の精神が入っているということでございます。2点目『手話言語条例(案)を制定する意義』というところでございます。こちらは手話言語条例を作る

うとする県、あと条例を求めていらっしゃるろうあの方々、あとそれを受け止める県民がその条例の意義をどう受け止めているのか、どうとらえているのかというところを書かせていただきました。それで大まかに言うと、5点に分かれています。まず最初の段落は、手話を言葉で表したものですけれども、2段落目ですね。これは手話の歴史の部分を大まかに書かせていただきました。細かくいうと、本1冊分書けるぐらいの歴史があると思うんですけれども、さすがにそれを書くわけにはいきませんので、諸外国の動き、日本での動き、その中で手話はしっかりと受け継がれてきたという主旨を書かせていただいております。それから次の3から5段落目、こちらは言語。普段私どものような健常者があまり気づいていない言語の重要性について書かせていただきました。ここで書いていることは、私ども健常者もそうなんですけれども基本的に物事を考えるときは、全部言語化をして物事を考えるということになります。ただ、ろうの方々、音声言語がなかなかやはり難しいということもあって、視覚機能を利用した手話を使っているらっしゃると。でも私たち健常者は言語で物事を考えて、会話して、議論して、成長していくように、手話を利用するろうの方々にとっては、その手段が手話なんだということになります。そういうことができないと、人間のあたりまえの生活ができないんだということを書かせていただいております。その次、6段落目です。こちらは、障がいのある方と健常者の共同参画社会を作っていくという主旨のことを書かせていただいております。手話というものについては、先ほども申しあげたとおり、ろうのある方にとっては、必要不可欠なものであって、さらに尊厳そのものなんだと。社会全体がやはり手話をちゃんと言語として認知して理解をすること。これが聴者、耳の聞こえる方とろう者がお互いを尊重して、共同参画の地域社会を実現する基盤になるべきものであると。こういったものをベースにして、手話を使いやすい環境の整備とか普及啓発、こういった施策は、こういう基盤の上に実施されるべきものであるということを書かせていただいております。その次の7段落目のパラグラフですけれども、こちらは国際的には、障がい者権利条約等の動きがありまして、手話を言語というふうに認知する動きが進んでおりますけれども、国のほうでは、障がい者基本法には若干書かれましたけれども、その具体策が書かれていないということを書かせていただいております。最後8段落目、9段落目は、この鳥取県でこの条例を制定する意義というものを書かせていただいております。まず、あいサポート運動の関係を書かせていただいておりますけれども、あいサポート運動は平成21年度からやっておりますが、こちらは今回改めてあいサポート運動って何だろうと考えさせていただきましたが、これまでの障がい者施策というのは、言葉は悪いですけれども、障がいをお持ちの方をできるだけ健常者のほうに近づけていくというニュアンスが感じられるところがございますけれども、あいサポート運動というのは、お互いを知って、共に生きていきましょうと。お互い理解し合って、共に尊重し合おうという関係、対等な関係になっていると。これは今までの福祉施策からいうと、かなりの発想の転換の話になるのかなというふうに思っております。そういう鳥取県におきまして、手話言語条例を制定して、全国に向けて発信をする。さらに

福祉の分野だけではなくて、できるだけ幅広い分野を対象にしていこうということ。こういったことを進めていきますと、これは実を言いますと、県が目指している共生社会、障がいがあっても無くとも共に暮らしていく社会の実現のある意味実践段階に入っていく。あいサポート運動をさらに進化をすることにつながるのではないかなという鳥取県における条例を制定する意義を書かせていただいております。長々のご説明をいたしました、条例を制定する意義はそういうところではないかなというふうに書かせていただきました。続きまして2ページ目をご覧ください。これ以降は、かなり条例の中身を意識した部分になります。それでまず条例の名称、3番目の名称でございますけれども、いろいろ考えたんですが、やはりまず言語として認知をするということが大事なかなというふうに考えておまして、事務局といたしましては、鳥取県手話言語条例というふうにしてはどうかなというふうに思っております。続きまして4番目。条例の目的でございますけれども、この条例の目的につきましては、この条例がどういう構成になっていて、どういったことを目的にしているというものを明らかにする部分でございます。今後の目的規定というのは、結局そのあとの5番目以降の部分が入ってくる形になりますけれども、内容といたしましては、まず手話を言語として認知をする。あと手話についての基本理念を定めると。あと県、県民、ろう者等の関係者の責務を明らかにすると。その上で、手話を使用する環境の整備、あと普及、その他手話に関する施策の基本となる事項を定めると。それで県民との協働による手話に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進して、もって県民及びろう者が相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する地域社会を実現することを目的とするというふうに書かせていただいております。次に5番目でございます。手話の位置づけでございます。こちらの手話とは何かという定義規定でございますけれども、こちらにつきましては、手話言語法案に沿うようなかたちで書かせていただいております。読み上げますと、『手話は、ろう者が自ら生活を営むために使用している独自の言語体系を有する言語であり、豊かな人間性の涵養及び知的かつ今後豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産をいう。』というふうに書かせていただいております。あと定義の2番目として、手話の範囲でございます。ここでは、文書上は、日本手話、日本語対应手話、触手話、事務局の受け止めとしては、手話全般を指すというふうに考えております。日本手話とか日本語対应手話で、いろいろご議論があったりしますが、事務局といたしましては、要するに、ここで手話全般を指しますというふうに同意が得られるようであれば、条例上にはあえて書かずに、普通に手話というふうに書いてしまったほうがいいのかというふうに思っております。そこのあたりはぜひ皆様方にご意見をいただきたいなというふうに思っております。6番目基本理念でございます。基本理念につきましては、目的規定と若干かぶるんですが、まず手話を言語として認知すると。ろう者と聴者が相互の違いを理解して、人格と個性を尊重する。手話を使用する環境整備及び手話の普及促進は、県、ろう者、手話通訳者等の手話を使用する人が緊密に連携しつつ、県民の理解と協力の基に協働して推進することを基本として行われたいといけません。要するに

県民のご理解を得ながら、みんなでがんばっていきましょうということを基本理念というふうに書かせていただいています。7番目、障がい者計画というところを書いてみました。というのは、また後ほど、手話の施策の部分が若干出て参りますけれども、政策をやる上で、まず計画を立てて、実施して、実施状況を見て、必要があれば見直しをしていく。いわゆるPDCAサイクルと呼ばれるものがございますけれども、政策をちゃんと進める上で、一つの有効な手段ではないかなと思っています。そういう意味で言いますと、来年度障がい者計画の見直しがございます、その中で、手話もしっかりとその中に入れ込んで、PDCAサイクルを回していくということをして、総合的に政策が進むような仕掛けを条例上に設けてはどうかなというふうに思っております。その下に、これは当然のことでございますけれども、障がい者計画において、手話に関する条例を策定する施策にあたっては、ろう者の方など、関係者の意見を聞きなさいという意見聴取を義務付ける規定を置いてはどうかなというふうに思っております。あと8番目でございます。関係者の役割責務ということで、とりあえず5つの主体を書かせていただいております。まず1つ目、県ですね。鳥取県の役割責務でございます。県は市町村、ろう者等と協力して、県民のろうに対する理解を深めると共に、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。ここで言う県は、教育委員会なども含めた県ということになります。2つ目、県民の役割と責務でございます。県民は障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に暮らす鳥取県を作るため、ろう及び手話を理解するように努めるものとするという形で、ここは努力義務とさせていただきます。3番目、事業主の役割責務のところでございます。事業主はろうを理解し、ろう者である従業員が働きやすい職場環境の整備。これは労働という意味、ろうの方が働くという意味での部分でございます。それと及びですけども、ろう者が利用しやすい環境づくりに努めるものとする。これはろうの方がお客さんであるような場合ですね。こういったものの環境づくりに努めるものとするという書きぶりをさせていただきます。3ページ目にいただいていただきまして、④と⑤にろうの方の役割と責務、5番目に手話通訳者の役割と責務というのを書かせていただいております。こういうろうの方とか手話通訳者の方の役割責務を書くというのはあまりないケースかもしれませんが、実はこれはこの前の第1回目の研究会の話がございまして、第1回の研究会に来られていたマスコミの方から聞いたんですけれども、当事者のご意見を聞いて、非常に今まで置かれていた状況がよく分かったというお話がございます。私のような健常者が手話言語条例のほうの必要性を説明しても、ちょっとなかなか届かない部分があって、県民の方にご理解をいただくという意味で言いますと、当事者の方から生の声を聞くというのは、一つの大きな推進力になるのではないかなというふうに思っています。そういう意味で、これはどちらかという役割責務じゃなくて、県に協力してくださいという主旨のほうが強いですけれども、ちょっと読み上げさせていただきますと『手話を使用するろう者は、県等の関係機関と協力をして、ろうの当事者として、県民のろうに対する理解の促進、手話の普及促進に努めなければならない。』

ということで、手話言語条例の主旨を県民に広めていくために県が協力をしてくださいという規定を置いてみてはどうかなというふうに考えております。5点目、手話通訳者の役割責務でございます。こちらにつきましても、書いていることは、手話通訳者の方は、ろうの方と地域の方を結ぶ重要な役割を果たしているの、あとならうの方からの情報発信、ろうの方への情報提供、これは正確性を期していくという意味で、手話技術の向上に努めると共に、県等の関係機関と協力して、県民のろうに対する理解の促進、手話の普及促進に努めなければならないという規定を置いて、手話通訳者の方にも、この手話言語条例の普及促進にご協力をいただけないかなというふうに考えております。あと9番目でございます。手話の使用する環境の整備等というところで、こちらは、実際の政策につながる部分の書きぶりになっております。1点目でございますけれども、教育面の手話に関する環境の整備ということでございます。県及び市町村は、ろう学校等において、手話を必要とするろう児が手話を学び、また手話で学ぶことができるようろう児、その保護者及び家族に手話に関する情報の提供を行うと共に、教職員の手話技術の向上を図るなど必要な環境の整備に努めるものとするという書き方をさせていただいております。2点目でございます。手話通訳者の確保・養成です。こちらは1回目の会議でも、手話通訳者の確保、資質向上、これが大きな課題だという議論もございました。書きぶりとしたしましては、県は市町村と協力して、手話通訳者が必要なときに適切に派遣できる体制の確保。手話通訳者及びその指導者の手話技術の向上、養成及び確保、これを行うというふうに書いております。3番目です。県民への手話の普及ということですが、一般の県民の方にもできるだけ多く手話に親しんでいただくという意味でございます。県は市町村と関係機関、ろう者及び手話通訳者等と協力して、あいサポート運動の推進、県民の手話を学べる機会の確保等を行うと共に、ろう者が手話をいつでも使える環境の整備、手話通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点を支援するなど手話の普及、手話の使いやすい環境の整備を行うという書きぶりをさせていただいております。こちらはまだ予算化をされていないんですけれども、例えばITを使った遠隔手話サービスの関係だとか、聴覚障がい者の情報センターですね。ああいったものを想定して書かせていただいております。4番目です。これは県のお話ですが、県が手話を用いた情報発信を進めますという話です。県はろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう手話を用いた情報発信に努めると。5番目です。ろう者の活動というところで、これは先ほどの役割責務のところ、県の施策に協力してくださいという規定を書かせておりますけれども、それに関係する条文の部分でございます。『ろう者及びろう者の団体は、手話言語条例が県民の理解のもとに施行されることにかんがみ、ろう及び手話に関する県民の理解を促進するため、自主的な活動を行うように努めるものとする。』とちょっとさらっと書いておりますけれども、県民の方に対する、例えばフォーラムとかでも、できるだけ県民の方に入ってもらおうとか、そういうふうなことは是非やっていただきたいなという主旨で書かせていただいております。6番目です。文化としての手話ですね。たぶん手話を守るという話につながるところで

ございますけれども、『ろう者、手話通訳者、手話を使う県民は、手話が言語であり、文化的所産であることにかんがみ、県内の手話の維持・発展に努めるものとする。』と書かせていただいております。もちろん必要な審議というのは、検討しないといけないというふうに考えております。あと2つ、施行期日でございます。施行期日につきましては、こちら個別・具体的に罰則をかけるとか規制を導入するとか、そういった話ではありませんので、公布日。ですから、すぐに施行するというかたちで問題ないのではないかなというふうに思っております。ただ逆に言うと、議会で可決されたら、すぐに普及啓発を一生懸命やらないといけないということになります。あと11その他というところでございます。こちら最初にちょっとお話をした必要に応じて見直しをしてはどうかという話につながりますけれども、見直し規定を置いてはどうかと思っております。『県は、県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する鳥取県の実現に向けて、この条例の施行後5年を目途として、この条例の規定の施行の状況について、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、所要の措置を講ずる。』ということです。言わんとしていることは、施行後何年間か経って、この条例が当初の言ったとおりになっているかどうかというのを見ながら、必要があれば、もちろん条例を見直し、予算制度、事業、そちらのほうも見直しをしますよという規定です。よく国の法律なんかで、総合支援法の見直しとかがありますけれども、ああいったものをビルドインしてはどうかというふうに思っています。なお施行後5年と書いていますけれども、これはあんまり大きな意味はなくて、意味がないと言ったらあれですけど、障がい者計画が5年サイクルになっているので、計画に手話の施策を載せるのであれば、5年かなというふうにとりあえずは書いています。ただそこにあまりこだわらなければ、よくあるパターンとしては3年ぐらいですね。3年一区切りと言いますけれども、そういうのもあるのかなというふうに思っております。以上、雑ぱくな説明になってしまいましたが、説明をさせていただきましたが、これをベースにご議論を深めていただければなというふうに思います。以上でございます。

- (小林) ただ今事務局から県手話言語条例(案)について説明がございました。この説明に関して、なにかご質問がございますでしょうか。
- (西滝) 小林座長さんのほうに質問なんですけど、決め方は順番に例えば1・2・3の順番に従って、それぞれ確認を取っていただくほうが私たちにとっては、わかりやすいと思います。すいません。順番にいつていただけますでしょうか。
- (小林) 今後の議論の進め方につきまして、少しそういう順番にということで進めていきたいと思いますが、今の課長の事務局のほうの条例案の説明に関して、何か質問がございますか。はい。どうぞ。
- (毎熊) 途中参加で失礼します。全体的なこと。通常、こういうタイプの条例って、ほかの手話とかこういう点についてよく分からないんですけども、通常の条例でいうと、いかに目的をしっかりと書くかということですよ。まずね。簡単にいうと。その具体的に目的を実現するための方策がしっかりと書かれているか。次に大事になりますね。その方

策というのは、具体的にこの条例に書かれれば書かれるほど、それが約束されるということですので、どこまで細かく書くかということがある意味覚悟をどこまでするのかということにつながってくると思いますので、今後の一個一個の議論で、たぶんどこまで細かく書くかということを経験しなきゃいけないと思います。ただ条例はどちらかというと抽象的なことが多いので、計画というものに任せることが多い。今日、計画というのにも入っていますので、そこも条例に残すのか、計画にゆだねるのか。その議論がたぶん大事になってくると思います。それと実際にどこまで書くかということも大事ですけれど、全体として、この条例を本当に守らせられるかどうかですよね。特に県が施策の責任主体ですので、県にどれだけ守らせるかということを見ると、その実効性を担保しないといけない。その仕組みをどれだけ盛り込めるかということ、今日原案ですと、見直しというのを一応予定されているということですが、特によくあるのは、これは、第三者機関みたいなものを設けて、そこが定期的にチェックする。あるいは恒常的にチェックをするというようなことを入れ込む。それと同じ、見直しと一緒にするかもしれませんが、例えばそういう機関で議論したことを定期的に公表する。例えば1年に1回でも公表するということを入れて条例、特に県に守らせる。担保とするというのは、通常の条例ではよくあると思いますので、今回の条例にふさわしいかどうか分からないですけど、一応ご提案を。

(小林) 今の、要するに条例の中で、どこまで書くかということと、計画に委ねるあたり、少し何かお考えがありましたら。

(日野) 基本的には、条例にある程度、施策は書いたほうがいいんじゃないかなと思っております。ただ非常に難しいというのは、あまり個別具体的に書くというのも今度は逆の縛りにもなり得ます。ですので、やっぱりある程度施策のエッセンスを抽出するような感じで、施策を条例上には置いておいて、あと具体的にどういうかたちでどのくらいの工程でやっていくかというのは、基本的には計画のほうに入れていくというのが一番バランスがいいのかなというふうに、お話を聞いていて思いました。あと第三者機関のお話というのは、事務局が論点を整理していく上では、あまり出てこなかった話ですので、そこは皆さん方の議論をふまえて考えたいなというふうに思います。

(小林) はい。ありがとうございます。そのほかに全体としての質問ございますか。よろしいでしょうか。はい。それでは今、示されました条例案につきまして、議論をしていきたいと思いますが、最初に申しあげましたように、まず条例案自体の構成ですね。作り方と言いましょうか。条例のコンセプトがあつて、意義があつて、名称・目的・経緯・基本理念。こんなふうに構成になっているわけですが、こういう構成自体について、何かご意見がございますでしょうか。

(西滝) コンセプトは条例の中で、どういう扱いになるのかをまずお伺いしたいと思います。言葉なんですけど、『障がいを知る、共に生きる』という言葉がありますが、それはおそらくあいサポートで広く使われておられる言葉だと思います。これを強く反対を申しあげるものではありませんが、私の受け止めたイメージでいいかと、医療モデルの考え方

なんです、障がいがあるという考え方。そうではなく、今皆さんご存じだと思うんですが、医療モデルではなく、社会モデルということで、障がいは社会の中にあるという考え方が世界的になっているんですが、そのあたり全国で初めての条例ということで、また医療モデルの言葉を取り入れるということが国民はどう受け止めるのかなというところでは、少し不安に感じます。コンセプトをどう使うのか。これを条例には使わずに、例えばポスターに上げて使う。チラシで使う。そういうような意味なのか。またそのあたりを確認させてください。

(日野) ありがとうございます。コンセプトは、条例上全く出てきません。これは個人的なんですけれども、手話言語条例というときに、名前だけだとなかなか一般の県民の方、なかなか分かりにくい部分もあって、なんかわかりやすいキャッチフレーズみたいなものがあると浸透しやすいかなという思いで、これを付けたものなんですけれども、逆におっしゃったように、医療モデルを連想させるとかそういう話があるのであれば、あえてそこは使う必要はないのかなということも思っておりまして、確かに「障がいを知り、共に生きる」という意味は、健常者も障がいのことをちゃんと知った上で、障がいのある方もない方も共に地域と暮らしていきましょうという意味なんですね。なので、ちょっと言葉足らずになっちゃっているのかなという気はしますけれども、そこらへんもあまり事務局としては、こだわりがあるわけではないので、もしもそういうのを連想させるのであれば、コンセプトというのは特に作らず、単に手話言語条例ということでもいいのかというふうに思っています。

(小林) はい。どうぞ。

(西滝) では、ちょっとお言葉に甘えて提案させていただきたいんですが、「障がいを知る」ではなく、「みんなで学び、共に生きる手話言語条例」というような言葉に変えていただければと思います。

(小林) 今、西滝委員さんからこのコンセプトというかキャッチフレーズについて、「みんなで学び、共に生きる手話言語条例」というふうにしてはどうかという提案がございました。いかがでしょうか。そういうことでよろしゅうございますか。はい。ありがとうございます。それでは、そのほか全体の構成に対しまして、ご意見おありになる方どうぞ手を挙げてください。

(毎熊) すいません。いいですか。毎熊です。1回目来ていないので、ちょっとよく分からないところなんですけど、今のコンセプトの話なんですけれども、最終的に西滝さんのおっしゃったことと、もともと県のほうで考えられていたことは、表現は違っていても、たぶん一緒だと思うんですけど、僕、事前に日本手話言語法案というのを読ませてもらってきました。それと今度の言語条例案というののトーンを比べてみると、ずいぶん違う気がしてまして、この日本手話言語法案というのは、主語に注目していただくとよく分かると思うんですけど、多くの主語が障がいを持った方、ろうあ、ろう児が主語なんですよね。だからたぶん日本手話言語法案もメインの主旨は、特にろうあの方の権利保障ということがメインにおそらくあって、ところが手話言語条例案は、たぶんそこも含

まれているんだけど、むしろ共に生きるという権利保障だけじゃなくというふうに聞こえて、このトーンで条例を作っていくということで、合意をされていると理解しているものなんですか。それともこれを含めて、今後議論をしていくんでしょうか。

(日野) 事務局としては、手話言語法案が国でなかなか進まないの、鳥取県で手話言語条例という話にもなっています。そういう意味でいうと手話言語法案をふまえながら、あとやっぱり鳥取県だからこそという鳥取県らしさというのを表現したいなと思っています。そういう意味でいうと、鳥取県らしさって何かというところでは、やっぱりこういうあいサポート運動をはじめとする県民も含めて、全員参加のものがいいのではないかな。そういう意味で、今回の論点案も権利保障というだけじゃなくて、『県民は』とかそういう主語をできるだけいろんな人を含んだ県民参画型の条例のほうがいいのではないかなということで、ご提案させていただきます。ですので、そこにご意見があるようであれば、もちろん今日ご議論していただきたいなと思っています。

(小林) ちょっと教えてほしいんですけども、今日、資料で付いています日本手話言語法案ですけども、これは今日本政府というか、中央政府が今こういう法案を準備しているというものではありませんよね。ろうあ連盟のほうで作られた法案ということですよ。

(西滝) そのとおりです。西滝ですけども、全日本ろうあ連盟が日本財団からの協力をいただきまして、政府関係者、例えば厚労省、文科省、総務省、国土交通省、あるいは日本言語学会などの方たちにお集まりいただいて、全日本ろうあ連盟とともにもちろん手話通訳士協会であるとか、全通研（全国手話通訳問題研究会の略称）などの関係者も共に。またろう学校の校長会の代表の方、そのような方たちとともに幅広く集まられた方々と実は2年間かけて作成した案となっております。このようなたたき台、これをたたき台にしまして、日本の中で同意を作りたいというふうに思っております。また、国内の法律として、採用していただけたらというふうに思っております。

(小林) という言語法案の性格と言いましょうか、別に準備をされた。こういう法律ができたらいいなという働きかけのための案ですね。

(西滝) はい。そうです。

(小林) それでは、ほかに全体構成でお聞きになりたいことございますか。もし無いようでしたら。はい。どうぞ。

(西滝) いらないところがあるのかなと思っております、省いていただきたいなところがあります。順番の中で、順番に議論させていただければいいですね。その部分については、今言いましょうか。そうしたら。

(小林) 今どうぞ。

(西滝) 定義の部分で、5番の定義のところですけども、課長のこれはどうかな。いるかないかなというようにお話にもありましたけれども、不要と考える部分があります。手話の範囲という部分、②の手話の範囲です。やはりその部分は不要かなと考えております。わかりやすく言いますと、皆さんが例えば学校の入学式であったり卒業式であったり結婚式であったり、そのようなときの言葉、非常に丁寧な話し方をします。ですが、

みんなでしゃべるときは、また違うざっくばらんに話をするということで、それも手話に共通するんですね。丁寧に話をするときもあります。本当にコミュニケーションとして、くだけたコミュニケーションを取るということで、話をする場合もあります。ですから、このような表記がもし残りますと、ちょっとややこしくなるのではないかなと。やはり言葉にはいろいろなものがあるので、手話も同じなんですね。ですから、そのような理解を基にわざわざここに書いていただくということは不要なのではないかなと思っております。

(小林) 日本手話、日本語対応手話、触手話を対象とするこの範囲について、不要ではないかというご提案ですね。これはいかがでしょうか。よろしいですか。はい。それでは個別の項目に関して、今から議論を深めていただきたいと思います。どうしましょう。この1ページの先ほどコンセプトのことはお話がありましたけれども、意義のところ、いかがでしょうか。はい。

(西滝) 言葉の部分でもいいでしょうか。文章の中で、ろう者は、ろう者でいいと思いますが、逆に聞こえる人のことの表現を聴者というふうに書いてあるのですが、一般的にわかるのかどうか、聴者という言葉があるのかどうかということですね、聞こえる人では悪いのか。聴者という言葉がちょっと引っかかっています。いかがでしょうか。

(小林) 今の件は、いかがですか。健聴者という言い方もあるようですけども。

(秋本) 聴者という表現をさせてもらったのは、条例を検討するという事になってから、いくつか本を読んでみたりしまして、その中で聴者と書いてあるものもある。たぶん難聴者、健聴者というような言い方であったりとか、「ろう」に対して「聴」という使い方であったりして、いくつかちょっと表現の仕方があったので、どういう書き方をしようかと思って、ちょっと迷ったところではあったんですけど、ろうというのに対して、聞こえるという意味で「聴者」という言葉を今は、はめています。ただ、条例自体は一般の方が読むものでもあるので、聞こえるという言い方のほうが通りやすいのかなと今ちょっと感じたところです。ですので、特に「聴者」という表現に拘りがあってというわけではないので、分かりやすいほうがいいなというふうには考えております。

(小林) はい。今の事務局の説明になんかご意見ありますか。はい。どうぞ。

(石橋) はい。石橋です。先ほど、西滝委員の方の発言にありましたけれども、聴者という言葉。これは、社会的に聴者という言葉、あまり認知はないかも知れません。逆に言いますと、「聴者」という言葉を一般的に聞こえる方がご存じかどうかというところ。逆に、聞こえる人と書いてあれば、聞こえない人と書かれるようになってしまっているのではないかとちょっと懸念もあります。ですから、ここは、今回はあえて強く「ろう者」という表現がありますので、「聴者」という言葉を使って分かっているという前提のもとに県民に広めていくということではどうでしょうか。これを機会に「聴者」という言葉を広めていくということも課題にはなるのかなと思っております。逆に聞こえる人という表現をすると反対の言葉になるので、聞こえない人というような表現になってしまうのもちょっと不安があります。意見です。

(小林) はい。どのように表現したらいいでしょうか。はい。国広委員。

(国広) 今、聴者という言葉とろう者という言葉、二つどうなのかというお話があり、どうかなというような事もありました。で、手話通訳、あるいは手話を学び始める前、つまり手話を知らない頃というのは、聴者とか健聴者と言われてもわからないことがいっぱいあります。例えばそうですね、手話の中で聞こえない人。で、それがろうという言い方をしますよ。ろう者という言葉があります具体的には説明していきますね。その中で、単に健聴者という言い方をした場合には、やっぱり聞こえる人もちょっとわからない。その中で聞こえない人の場合には、健聴者という言い方をします。こう説明をしていきながらやっていきます。それを考えると、聴者というのは、あまり使わないというか、馴染みがない。健聴者に対してろう者という言い方が多いというふうに感じています。ただ、今ご心配になった石橋さんが、「聞こえない」「聞こえない人」とした場合、「ろう者」にどうかなというようなちょっとご意見がありました。私その辺のところは、ちょっとよく分からないのですが、今意見は出しにくいんですが、やはり「聴者」という言い方、あまりないなというのがあります。「健聴者」という言い方は、よくしています。ただその中で、「聴者」というのが、どこかの部分に出たとしたら、それは、事典にあるかしら。事典にはあるんですか。ちょっとそこは、分からないですけども。

(秋本) はい。事典で見たわけではないですけど、いくつか読んでいた本の中にそういう表現があったということです。何と言いますか、健聴者というのも確かによく出てくる表現で、ただ、ろう者という表現は残したいと思っていますので、その聴者、確かに言われるとおり、聞こえる人というふうにやってしまうと、聞こえない人でどうかという意見が出てきがちではあると思いますので、ろう者という表現は残すと。残してそれに対応するものを健聴者と言ったようなかたちでどうかな、と思っております。

(今西) いいですか。

(小林) はいどうぞ。

(今西) 今西です。あいサポーターの研修というか講師をさせてもらうときに、障がいのある方と元気な方という形で話をさせてもらうのに、大概是、健常者と言います。それで皆さん一般の方も分かれるので、だから、そこでいくと聴者というのは本当に私も初めて聞いて、「ああそういう言い方をするんだ。」ってここで初めて学ばせてもらったんですけど、健聴者って言ったほうがたぶん一般の普通に住民、私も一般として考えるのに、聞こえても耳障りじゃないというか「えっ。」というような感情は受けないのかなというふうに関々の活動の中で考えたらそのように思います。以上です。

(小林) はい。メッセージの今西さんから健聴者という言い方が自然ではないかというお話でしたけどもいかがでしょうか。はい。どうぞ。

(戸羽) 戸羽です。あくまでも個人的な意見になりますけれども、私としては、聴者という言葉がいいように思っています。社会的に見るとわからない方というのは、ずいぶんいらっしやると思うんですけども、逆にろうという言葉もわからないという方がいらっしやると思うんですね。ですから聴者は何なのか。ろう者は何なのかということの説明が加

えてあるということであればいいのではないかと考えています。先ほど、どなたかが言われた、健常者という言葉、実は私には抵抗のある言葉なんですね。「健」というのは、健康ということにつながります。健康ではあるわけですので、健ろう者という言葉でもおかしくないわけですね。ですから、聴者とうろう者という言葉の使い方が私はいいのではないかなと考えているんですね。ですからこれをいい機会と捉えて、県民に広めていくということがいいのではないかと思います。

(小林) はい。どうぞ。

(石橋) はい。石橋です。戸羽委員の意見に私としても個人的には近いものを持っています。なぜ、聞こえる人が健康という言葉の健が付くのか、私達が病気なのかどうかということになります。ただ聞こえないだけということで、身体的には健康だということがありますので、ろう者、聴者ということで、それであれば対等な関係になるのではないかと。それを健やかという字を付けることで、健聴者であれば、確かに戸羽委員の言うとおり、健ろう者という考え方もありだなと思います。

(小林) はい。星見さん。

(星見) 少し前の国広さんの意見・発言と同じなんですけど、私たちが手話を学び始めるときにろうって何ってことをまず学ぶんです。そのときの使う言葉としては、聞こえる人、聞こえない人というふうに分けて使っています。

(小林) はい。ありがとうございます。今、聴者というふうにするのか健聴者というふうにするのかということをめぐるって、少しそれぞれのご意見の違いがあるわけなんですけども、どうでしょう、この場でどちらかを決めてしまうというよりも、少し次回までに、少し事務局も含めて深めていただきまして、今回はこちらを採用していきたいということを次回改めて提案をさせていただくということではいかがでしょうか。はい。それでは、意義のところですけど、ちょっと私からも一つ伺いたいのは、この意義ということ、この文章自体も条例に入ってきますか。

(日野) 条例本体ではなくて、条例を作るときに制定文って言うんですかね。条例をこういうことで作りますよというふうに最初にうたい文句っていったらあれですけども、最初にビャーッと文章が付いていて、そのあとに条例の本体がニューッと出てくるというのが基本的なパターンで、その前の部分のこの制定文みたいなかたちで盛り込んでみてはどうかなあと。ここに条例を作る思いとか背景とか、そこらへんを条例じゃ書き切れない部分を書いてみたらどうかなと思います。ですから条例本体じゃないけれども。

(小林) 主旨説明のような扱いですね。はい。

(日野) すいません。条例の中のものだそうです。

(毎熊) 中のですか。前文のことですか。

(日野) 前文です。前文です。

(毎熊) 一条がはじまる前に。

(日野) 一条がはじまる。はいはい。

(今西) 一ついいですか。

(小林) どうぞ。

(今西) すいません今西です。先ほどで、誤解を招いたらダメなので、一言いわせてください。あいサポーターとして、活動させてもらっているときに、こちらが健常者というのじゃなくて、私らは生活の中で、いろいろな生き辛さだとかそういったことで障がいの説明させてもらうんですけども、一般の人々。受講される方々が、結構健聴者というような言葉を使われるので、そういった部分で、それが地域の中では根差しているのかなというふうに思ったので、そのように使わせてもらったということで、今話を聞かせていただいて、何となくその言葉は、ちょっと人権的な部分で、問題があるかなというふうに私自身も思っております。すみません。訂正です。

(小林) はい。ありがとうございます。そのほか、この意義のところでご意見おありでしょうか。そうしましたら、もし後でありましたら戻ってもいいですので、とりあえず次に進ませていただきます。3番の条例の名称ですが、鳥取県手話言語条例とする。ということですけど、これについてはいかがでしょうか。

(石橋) すいません。遡って、意義のところでは少し誤解を招くのではないかと、歴史的なところの部分なのですが、1880年、ミラノで開催された世界ろう教育国際会議についての説明があり、これは口話法の採択というふうにありますけども、これは今も、この文書を見ますと、現在も口話法が続いているように受け止められるのですね。それが実際は、2010年のカナダのバンクーバー会議で、その以前のミラノ会議の決定が過ちであったということで、手話を取り入れた教育が、ということでそういう文言も付け加えたほうがいいのではないかと思います。現在もミラノ会議の決定が続いているような誤解を招く文章かなと思います。

(小林) はい。よろしいですか。

(日野) 歴史的な記述ですので、2010年に確かにバンクーバーでミラノのこの決議が誤りだったというのが確かに出ておりますので、そこすみません。ちゃんと書き加えたいと思います。

(小林) はい。ありがとうございます。そうしましたら実は時間のほうは、結構どんどん進んでいまして、もっと実質的な項目のところをいきたいので、いかがでしょうか。今の名称から6番の基本理念のところまでで、ご意見がございましたら出していただけますか。はい。どうぞ。

(每熊) ごめんなさい。すみません何度も。毎熊です。4の目的と6の基本理念の中に、協働という言葉が出てきますけど、実は僕は協働ということを少し関心持って研究したりしていまして、そういう意味じゃ一際うるさいんですけど、だから申しあげるんですけど、協働というのは、多分鳥取県でも何か条例なり総合計画なりで重要視されていると思います。ですから、協働というのは、文言が入っているんだと思うんですけど、入ることは、僕は構わないと思うんですけど、たぶんこの条例、通常、協働というのは。

(小林) ちょっとそのところを読んでみてください。

(每熊) 4の条例の目的の3行目に、「に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県

民との協働による手話に関する取り組みを」という文言。6の基本理念も3行目に「を使用する者が緊密に連携しつつ、県民の理解と協力の下に協働して推進」でよろしいですか。その協働って文言ですけど、厳密に言いますと、この条例っておそらくほとんどの条例そうなんですけど、一義的には県の責務。県にさせることだと思うんです。協働って言うのは、ある場面において協働は大事ですけど、基本的には県の責務というのが大事だと。協働することもあって、それも大事だと。協働ばかりが強調されると県の責務がある意味薄れますので、嫌な言葉で言いますと、責任転嫁がされる。他の人たちに。民間とかに。ですから県の責務も大事だということも前面に出しつつ、協働も大事なんですということ認識しておきたいと思います。どこでもだいたい協働、協働って言っているんですが。個人的には、それはどうかなと思っていますので、そういう視点から申しあげます。

(小林) はい。少し協働の意味、使い方についてお話がありましたが、入れるなということじゃなくって、その使う前にその前提として県の責務があるよということですね。はい。その1行目のところに、「県、県民、ろう者等の責務を明らかにするとともに」というのがありますので、必ずしも回避しているわけではないですね。はい。他にいかがでしょうか。それでは、次に進ませていただいてよろしいですか。後で返っていただいても結構ですので、7番の障がい者計画についての書きぶりですが、この中でいわゆる手話に関することも計画の中に盛り込んでいくんだということが主旨だと思いますけれども。特にご意見ございませんか。はい。それでは続きまして、8番。ここは少しご意見があるかもわかりませんね。関係者の役割と責務ということで、県、県民、事業主、ろう者、手話通訳者、それぞれ役割、責務ということで、述べられている部分です。ここについて、はいどうぞ。

(西滝) 私が言いたかったところがやって参りました。8番目なんですけど、①なんですけど、県の役割というところで、やはり一番根本的なところが漏れているのではないかと思います。県は財政上の措置をとらなければいけないという考え方が抜けているのではないかと思います。具体的に言いますと、手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講じるというような、努める。努めると入れるとちょっと柔らかくなるかなというふうに言いましたけどもいかがでしょうか。

(小林) はい。事務局お願いします。

(日野) 事務局としては、当然施策をやる以上、財政上の県の措置というのは、必須だというふうに思います。たぶん西滝委員がおっしゃったような財政上の措置というのは、例えば9番目にいろいろ環境整備のところ書いていますけれども、その後にこういうことを実施するために県は必要な財政上の措置を講ずるとか、そんな条文が入るのが普通というか、パターンとして、どちらかというとその9番目の方に絡む話なのかなというふうにお話を伺いながら思いました。ただ県としては、事務局として思ったのは、施策を講ずるので、絶対に予算措置は必要だと思っています。なので、施策、環境整備のところを書いておけばそこを根拠に財政課に予算をくださいというふうに言っていきやすくな

るので、あえてその予算のところは書かなくてもいいのかなと。変に財政当局が反応したら嫌だなどと思って書かなかったんですけども、検討することは、ちょっとそこはたぶんいろいろ調整が必要になって来ると思います。はい。

(小林) はい。

(松田) 松田です。今のお話に絡んで、やはり財政上の措置のところについては、先ほどの協働というお話にも絡むんですけど、県の責務を転ずるみたいなのところのことに通ずるような印象があるのであれば、言葉として盛り込むことは必要かなというふうに思いました。協働という言葉に、ちょっと返りますけれども、協働という言葉につきましては、実は鳥取県としては、思い入れがあります。県民の方々とともに働きを進めるというようなことから、いろんな漢字がありますよね、この協働であったり、もう一つ共という字と同じという字を使う共働というふうなことがありますけれども、この協働ということ、今、ここに使っている協働という言葉に少し思い入れがあるものですから、県の責任転嫁という意味で捉えられるのであれば、少しそれを説明しながら、それを補てんするような言葉を入れ込みながら、この言葉は残させていただきたいかなというふうに思いますが、今後またご意見をいただいたりしながらですね、あの、ご意見をいただけたらというふうに思います。最終的な案につきましては、見直した上でまたご議論をいただけたらというふうに思います。

(小林) はい。ありがとうございます。そのほかのご意見。それぞれ事業主を代表される方もありますし、ろう者の代表、それから手話通訳者の代表の方もいらっしゃいますので、それぞれの書きぶりについて、これでよろしいですか。

(毎熊) いいですか。

(小林) はい。

(毎熊) ちょっと遠慮していますけど、それで、すいません。遠慮しているんですが、毎熊と言います。財政上の措置のことですけど、これ僕もよくわからなくて、さっきおっしゃったように盛り込んだほうが逆に財政当局の抵抗が多くて妨げになるのであれば、盛り込まないほうがいいと思うんですけど、ただ、一般的には、条例に書き込まれていた方が、効力として上のはずなので、しっかり書いた方がいいと思うんですけど、ただ、ここはやっぱり最初に申しあげた覚悟の問題で、どこまでやるのかという、基本的な施策の部分で、ここを書けば書くほど、やらないかと申しあげました。財政上の措置を講じるという文言もたぶんそうでしょう。それと、例えば、9にかかわるとおっしゃったように、まさに9の②に、例えば手話通訳者の確保・養成とありますが、必要なときに適切に派遣できる体制というのを本気でやろうと思ったものすごいたぶん金が掛かります。それをどこまでやるのかという。全部のニーズにすべて答えますというそこまで覚悟があるのであれば、そこまで条例に書くべきなんですよね。でもそこまではちょっとという、たぶんここでしょう。おそらく。でもそれでも例えば最低限こういうレベルは、措置をしますよというようなことも書けないことはないかも知れない。そこをどこまでやる気かということをしかりと具体的に想定しながらやっぱり議論が必要じゃ

ないかと思うんですよね。このままの書き方だと、「まあがんばります。」ということですね。あるいはその「がんばります。」ともっと具体的に、じゃあ計画で書くと、いうことで計画を細かく書きましょうということをここで合意をして、しっかりとした計画をお願いします。そこらへんの議論も必要かなと思います。

(小林) はい。ありがとうございます。そのほかの。

(大谷) じゃあ一つ。

(小林) はいどうぞ。

(大谷) 大谷です。8番の関係者の役割・責務ってあるんだけど、ちょっとここでいう県の役割・責務、それから県民の役割・責務と同列で役割・責務というかっこうになっている。ちょっとここに違和感があるなど、それで最初に課長の方からお話がありました。これは県民参画型の条例。要は県民への意識付けというものが大きな条例の目的だと思いますし、義務付けではないと。ようは法令では、法では、縛りとかあるんですけど、条例では限界もあるというようなお話がありました。そうした中で、先ほど毎熊先生のほうから、ちょっと話があったんですが、覚悟の問題なのかもわかりませんが、この、言葉尻をとらえるんじゃないですけども、しなければならぬ。努めるものとする。努めなければならぬ。という、こういうこの使い方によって何か違いがあるのかなと。要は、まず1の県の役割・責務ですけども、県は、市町村、ろう者と協力、当然県が大きな一番責任を持っておるところなんですけども、ここでいう町村というのは、県とは別のろう者というか、そちらの団体というか、外に出た行政の仕組みの中からすれば、町村がそれぞれ条例を作ればいいんでしょうけども、ちょっとそのあたりのこの言い回しがどうなのかなと。それともう一つ、事業主の役割って、ちょっと事業主というのがちょっともっとほかに言い方がないのかなというのがちょっと。事業主というのは、大きな括りもあるんですけども、どこまでこの事業主というのかなというのが、ちょっとまだ今日いただいたんで、また次の次回にもうちょっと勉強はしてきたいと思うんですが、このあたり言い回しがどうなのかな。その言葉尻をとらえて言うわけじゃないんですけども、役割・責務というこのちょっと、県民の役割、それから事業主の役割とか、逆にそういう言い方だけで、責務というそこまで重たいものなのかなという、覚悟の問題なんですけども、そういうどこまで書くのかなあと、書きぶりの話なんですけど、ちょっとそのあたりが、ここで関係者の役割・責務のところ、ちょっと疑問に感じたというか、私なりにまだ十分そしゃくしきれてないというのが、正直なところです。

(小林) はい。役割・責務ってありますけれども、役割ということで、留めてよいのではないかとということと、それから5つの区分けの中で、県とろう者と手話通訳者は、なければならぬということ、いわば義務規定のようになっていますが。

(日野) この8番の関係者の役割・責務のところ、県のところは、しなければならぬというふうに義務付けをかけておいて、2番、3番が、努めるものとする。と、4番、5番が努めなければならぬと書いてありますけど、すいません。②、③の「努めるものとする

る。」と、④、⑤の「努めなければならない。」は、作っているときに、余り意識せずに努力義務という形にしたつもりだったので、実を言うと、2番、3番グループと、4番、5番グループに差を設けているつもりはありません。すいません。多分どっちなかに統一した方が良かったなど今、改めて思っています。あと、県の役割・責務のところ、市町村の話がちょっと出ておりましたけれども、条例を作っていて、ちょっと悩ましいのが、悩ましいって言ったらあれですけども、県の条例というのは、あまり個別具体的に、市町村を規制するというのは、なかなか難しい。一応県と市町村は、対等な関係という形になっていますので、なので、そうは言っても市町村さんにも少しはご協力いただきたいなという面もあって、県を主体にしながら、市町村さんをちょっと協力してというかたちで、言葉はあれなのですけれども、ちょっと脇道を通って市町村さんにもご協力いただきたいなという意味で今、こういう感じでちょっと書いているというところでございます。やっぱり地方自治法上、地方自治の趣旨をふまえると、市町村さんは各市町村さんで、条例が必要だと思われれば、やっていただくというのが筋だと思いますので、市町村さんは、こういう感じにせざるをえないのかなと。ただ、何かいいアイデアがあったら教えていただければなと思っております。あと、事業主さんのところの話につきましては、法律用語でいうと、たぶん事業者という言葉もあたりして、そこらへんちょっと次回までにまた詰めて考えさせていただければなというふうに思います。

(小林) はい。8番のところについて、ほかに何かご意見ありますか。はいどうぞ。

(戸羽) 戸羽です。ちょっと確認をさせてください。8番の③のところ、事業主のところですけども、これは企業なのか、例えば施設であったり、福祉施設の関係も含めての考えなのか。

(日野) はい。基本的には、全般を捉えております。ろうの方が、働くという場面と、あとはその施設とか、いろんなサービスとか、物を買うとか、そういった利用するという面での環境作りというので、包括的にやっているというつもりで書いたところでございます。

(戸羽) はい。わかりました。

(小林) はい。それでは、次に進ませていただきます。9番。手話の使用に関する環境の整備等ということで、少し具体的な施策に関連する部分だと思いますが、いかがでしょうか。はい。どうぞ。

(山根) 鳥取ろう学校の山根です。本日は校長の代理で来させていただいておりますので、事前に来る前に校長の方と少し話をしてこちらに参りました。1番の教育面における手話に関する環境の整備のところでございます。こちらに掲げてあることは、もちろん今現在もやっていることなんですけれども、最近もう一つやはり、ろう児が地域の中で、日常生活に手話が使えるような環境にするためには、通常の学校でもやはり聴覚障がいの方がいる、いないにかかわらず、手話というものを知っていただくというような学習のための、実は普及活動といえますか、ろう学校の教員が出かけることが多くなりました。特に総合的な学習の時間が入っていますので、そちらの方で、通常の学校に出かけて手

話を広めるような活動をやっております。そうすることによって手話に対する興味、関心が増えて来たのではないかなと、ここ最近実感をしてしております。ですので、もう一つ、直接ろう児にかかわるところだけではなくて、もっと地域に広めるような活動もここにに入れていただくと、ろう学校としては、大変ありがたいなあと思っております。以上です。

(小林) はい。地域への手話を広めるところを書き込んではどうかということです。はい。ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。はいどうぞ。

(山本) 教育委員会の山本です。先ほどの山根教諭のお話にもかかわるんですけども、もともと初めの第1回目でその話を申しあげたんですけども、私はそれが子どもたちだけじゃなくって、広く県民に対してということで、3番にいい具合に盛り込まれたかなという理解でこの論点の書類を読ませていただいて、それをろう学校の役割と限定して捉えるよりも、幅広く県の役割として、地域の方々、それは子どもたちも含めて、そういった環境を整備していく。ろう学校だけの役割としてそれを捉えるのではなくって、広く県民に対して、子どもたちも含めた県民に対しての県の役割として盛り込んでいったほうがよりよいのではないかなというふうに感じております。

(小林) 今のご発言、趣旨、いかがでしょうか。

(日野) はい。障がい福祉課といたしましては、県民への手話の普及啓発というのは、一つの大きな柱になるだろうと思っております。もちろん、ろう学校さんの取り組みはぜひ進めていただきたいんですけども、県としても、そこは、ろう学校さんだけではなくて、例えば地域の公民館の活動とか、学校に手話のできる方とか、ろうの方に来ていただいて理解を促進していくような、そういったことは事業として、やっていきたいなというふうに思っておりますので、山本委員さんがおっしゃられたことも、たぶん要素としては、3番の中に私どもとしては、事務局としては、含めて考えてもいいのかなというふうに思っております。

(小林) はいどうぞ。

(西滝) まず、①のところになりますけれども、ろう学校等において、手話を必要とするろう児はという文章がありますけれども、手話を必要とするという言葉はいらぬのではないかと思います。ろう学校等において、ろうの子どもが手話を学ぶことというようなことで、必要とする子どもだけに手話を学んでもらうということではなくて、ろう学校の子どもは、手話を教えてもらって欲しいということです。それから、このときの文書にはないんですけども、現実と昔と今では、科学が発展しています。今は、生まれてすぐ聴覚障がいが発見されるということになります。生まれて生後三日目に、お医者さんが、赤ちゃんが聞こえないと言われて非常にお母さんがショックを受けます。そういうお母さんが普通だと思います。今、風しんがはやり始めているというところがありますけれども、私は、教育については、義務教育は6歳からですが、0歳から6歳までの間、その時期が大切だと考えております。ただ、あれは療育という言葉になるのかもしれませんが、生まれた0歳児から手話教育があるのかと。普通にやらなければいけない

と考えています。ですからどうしましょう。赤ちゃんがろうと分かったときに、相談ができる、そのような機関、または、手話という言語があるので、お母さんや赤ちゃんが、早期にその手話を身に付ければ、そのようなことを保障するという考え方を盛り込んでいただけたらと思います。

(小林) いわゆる学齢に達してからというよりは、もっと前から必要ではないかというご発言がありました。

(山根) 最初に先ほどの、ご発言に対して少し誤解があったようですので。ろう学校だけが、その責務を担うというわけではなく、ろう学校が、学ぶというようなニーズに答えているというところで、まず1つ目、よろしく願いいたします。ろう学校だけが、していくというわけではありません。それからもう1点、先ほど言われました、0歳の赤ちゃんからというところなんですけれども、こちらに盛り込む、盛り込まないは、また別としてなんですけれども、現在ろう学校の方で、0歳からの教育相談の方、実施しております。月に数回、2、3回の方もあれば、毎週来られているお子さんもおります。0歳からです。病院のほうから直接お電話をいただきまして、すぐに保護者のほうの不安を、それから子どもたちのコミュニケーション獲得というところで、保護者のほうに寄り添いながら、希望を聞きながら、手話等の活用、もちろんまだ身振りだったりもするんですけれども、赤ちゃんですので、そのようなかたちで、やっているというところも情報として、お伝えできたらなと思います。

(小林) はい。今のところ、早期の手話教育というか、そういう部分もこの中に書き込めますでしょうか。

(日野) そうですね、まあ実態として今、ろう学校さんのほうでやられているのもありまして、そこを含めて次回までに整理をさせていただいて、ちゃんと資料を次に、7月24日ですよね。そのときにお出しできるかと思います。

(小林) はい。どうぞ。

(石橋) 石橋です。同じく9の①の教育面の部分についてですけれども、手話に関する環境整備というところで、文章がありますが、私たちが非常に大切だと感じていることで、実は前回の会議で私も申しあげたんですが、聞こえないろう児だけに手話を教えるということではなく、地域の子どもたちにも、小中学校の中で手話の教育も必要ではないかと思っています。そのあたりについて、文章を盛り込んでいただければ、大変幸いに思えるんですけれども。

(小林) はい。

(日野) 実をいいますと、3番目のところに県民への手話の普及というのがあって、そこも、ろう児とか、家族、保護者以外のところにつきまして、③の県民への手話の普及促進ですね、こういうところでも幅広く、読んでやればいいのかなという、そういう意味で、今回ちょっと考えております。もちろんやっぱりそういうかたちではなくて、特に出したほうがいいんじゃないかという話であれば、また教育委員会さんと調整した上で次回にお出ししたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

(小林) はい。

(石橋) はい。石橋です。9の③のところに、県民に対する手話の普及というところ、確かに必要だと、理解していますけれども、あくまで福祉的な手話の普及でしかないという、そういう印象を強く受けています。私が申しあげたいのは、福祉面ではなく、義務教育の中において、小中学校の中で英語を学ぶというような環境があると同じように、言語を学ぶという、つまり手話を学ぶという環境の整備をしていただきたいという意味で、意見をさせていただいております。

(小林) 前回のご発言も、小学校、中学校、義務教育の場面、それから高等学校、いわゆる英語を学ぶのと同じように、手話教育というのが、いわばカリキュラムとして取り入れる必要があるのではないかと、そういう趣旨でしたね。

(日野) 教育のカリキュラムって、なかなか難しい面があるのかも知れませんが、またちよっと教育委員会さんと相談した上で考えさせていただきたいなと思います。

(小林) はい。

(山本) 教育委員会の山本でございます。カリキュラムの話が出ましたので、若干、少し難しい面があるということだけは、お話をしておいたほうがいいのかと思いますが、カリキュラムは、実は大元は国の方で、学習指導要領というのを定めておりまして、そこで実際に、国語では、1年では、こういうことを学びますよというような細かく規定されていまして、基本的には、そのカリキュラムに沿って学習することになっております。それ以外に、第1回のときからいろいろ今日もお話が出ましたが、総合的な学習ということで、ある程度裁量が任されている部分がありますので、そういったところを使いながら、こういう手話の学習をしているということをも今も実際にやっている学校もあるということをごさいます、そこについて、条例で市町村、しかも小中学校になりますと、市町村立の学校であります。これ県の条例であります。そこを総合的な時間で、そういったことをやりなさいと縛ることは、現実的には、非常に難しいのではないかと、うふうに考えておりまして、ただ、そういうことを広めていく努力は県のほうでもできると思っていますので、少し書きぶりを相談させていただきたいなというふうに思います。

(小林) はい。どうぞ。

(西滝) 確かに学習指導要領の問題はあると思います。ただやっぱり鳥取県が条例として、決めるということ。非常にこれは大きな意味があります。例えば文科省と話をして、鳥取特区のようなかたちで、鳥取県では、条例に基づいて手話をやります、という強気で特区の申請をして、特別に認められるような姿勢が必要だと思います。やっぱり学習指導要領があるから無理だと言われてしまうんですけども、鳥取県だけは、それは破ってほしいという思いがあります。がんばっていただければと思うんですけども。

(小林) はい。教育特区みたいな話ですね。

(毎熊) すいません。毎熊です。やっぱり今の議論って、最初から申しあげている、覚悟の問題だと思うんですよ。例えば、言葉は悪いですけど、こういう条例を作りましたと。日本で初めてです。ものすごい注目を集めますけど、作っただけで、あとは何となく啓発

しますと。それだけでもう話題性づくりなんです。どこまでやるかというのを、おっしゃったように、僕はそれがいいかどうか分からないです。例えば、義務教育は義務教育でやっぱり教えなきゃいけないことが他にもあるはずなので、それよりも手話が大事ということは、僕には判断できないです。でも、例えば知事。僕らというか、僕は県民じゃないですけど、我々が選んだ知事があるいは議会が、それ大事だと決めて、やるということになればやればいいと思うんです。使い道は、鳥取特区。僕も使ったらいいと思うんですけど、どこまでその覚悟があるかというのをもう1回確認してない学校が、知事さんも得意ですけど、そう思います。合わせというと、今日もいくつかアイディアが出てきたと思うんですけどね、通常、条例を作るときって、条文も作っていきますけど、具体的なアイディアがあるわけですよ。いくらかね。例えばここでいうと、先ほどおっしゃった義務教育の前の段階で、もっと教育を手話に対する教育を進めていくというアイディアがあったり。各保育所にそういうことをお願いして、例えば保育所で、ただじゃお願いできないので、手話教育をする保育所にはいくらか補助金出しますよとか。本当にできるかはわかりませんが、そういうアイディアとか。今日おっしゃっていた、相手を使うとかね、何か具体的なことを細かな、役所でいうと事業というか、事務事業というものが、いくらか出てきて、それを例えば条文という表現で、どう表現するかという議論も必要なはずなんですけど、そういう細かなアイディアみたいなを出し合うというのを、1回目でどこまでやれるかわかりませんが、必ず必要だと思います。

(日野) はい。ありがとうございます。先生がおっしゃったとおり、いわゆる事業的なものですね。こちらにつきましては、実は今、内々にちょっと検討を始めたところで、どこまでお示しできるかわからないんですけども、次回、会議のときに例えばこういうようなことが考えられますということは、どこまでできるかなんですけど、アイディアみたいなものをお示しできればなど。ここに書いてある9番のところに一応そういうものがあるのを前提にイメージしながらちょっと書いてある部分もあるので、これちょっと日本財団さんとかと、また調整した上で、お出ししないと、そごが出るかもしれないので、ちょっと次回にそれをさせていただければというふうに思っています。

(国広) 質問したいんですけども。

(小林) はい。どうぞ。

(国広) 今、こうお話を聞きますと、福祉行政側と、教育側との意見のように捉えて、この条例というのは、そういう分野に分かれていうものではなくて、私たちが生活していく中で、全てのものに関わってくると思うんです。例えば、実際に県がこういうふうな条例を作っても、あと市町村ではどうなのかなということをちょっと感じたんですね。市町村のご意見もお聞きしたいなというふうに私自身はちょっと思っています。実際に県で、今ちょっと難しいよねというお立場のお話をされたものが、市町村ではそういうことはないんだとか、実際に今、学校関係ですと市町村がというようなお話が今、山本委員のほうからありましたけれども、その辺のところ、ちょっとお聞かせいただきたいなというふうに思っております。私がお細かく状況がわかっているわけではないので、少し参

考までにしたいなというふうに思っています。

- (小林) いかがでしょうか。ちょうど今、3時になったんですが、今、お話がありました町の方も、市町村の方のご意見を伺いたいということですので、鳥取市と北栄町から、それぞれの課長さん委員になっていただいていますので、条例に書いてあるかないかは別にして、今のようなことが、それぞれの市町で、どんなふうに展開が可能なのか、あるいは難しいのか、ちょっとお願いできますか。
- (富田) 失礼します。鳥取市の富田です。正直、いっぺんに難しいところはたくさんあると思います。市町村、全部それぞれに予算を持って、それぞれの考え方で動いておりますので、やっぱり県のほうに主導権を握っていただいて、実行性については、具体的な協議がないかぎり、なかなか足並みそろえてというのは難しいのかなというのに併せて、今言うことではないかも知れませんが、財政的な面も合わせて、計画を示していただいて、市町村全部集まった段階で協議させていただければ、いい方向に向かうのではないかなと思います。
- (鎌田) 北栄町の鎌田です。先ほど、鳥取市の富田さんがいわれたことは、同意見です。それ以外で単独でできるといいますと、市の管轄である保育所、幼稚園あたりでは、人権教育にろうの教育を取り入れるとか、そういうことは可能であったと。小・中に関しましては、やはり県の管轄ですので。独自性はなかなか難しいのではないかと考えています。
- (小林) はい。予算上の措置のことも含めて、できること、できないことが出てくるということだと思います。いかがでしょうか。何かありますか。
- (日野) 皆様方にいろいろ、今日ご意見いただきましたので、それをふまえて、次回、7月24日ですかね。それに向けて事務局として、この論点案を詰めるべきところは詰めるとともに、毎熊先生の方からはどこまでの覚悟をするかという話なんですけども、今どういったところをどこまでやっていくのか、どういう事業が考えられるかというような、そこらへんを整理したような資料。ここらへんを用意させていただきまして、次回の第3回研究会でまた活発なる議論をしていただきたいなというふうに思います。
- (小林) はい。どうぞ。
- (西滝) すみません。9番のところを2点ほど申しあげたいことがございます。②になるんですが、文章のほうを見ますと、困るところは、手話通訳者が、必要なときと言葉があると思うんですが、通訳が必要なときということではなく、県も、主催、いろんなイベントとか集会は、これは、県が毎年ここを準備しなければいけないというふうに。例えば、長野県であったり、兵庫県であったりという300人が集まる集会では、手話通訳は県が準備をするという義務付けになっております。だから、鳥取から300人集まるというのはちょっと大変かなと思いますので、100人以上の集会は県が通訳を準備する。ろう者のほうは、手話通訳を事前に申し込むのではなく、一般市民として、自由に参加したらよいのではということの考え方も今後いただきたいと思って、それから、言ってほしい言葉としては、6番。文化としての手話なんですけど、ろう者、手話通訳者、手話を使う県民はというところが主流になっておりますが、私の方としましては、単に

県民はというふうに書いていただきたいです。このろう者は、手話通訳者とか、手話を使う県民はということではなく、県民は手話が言語であるというふうな枠まで変えていただくと、手話の維持・発展に努めるものとするということで、逆に私たちの責任にさせても困りますので、県民全体としての目標というふうにしていただければと思います。

(小林) はい。2点、ご意見を伺いました。時間も若干過ぎておりますので、本日のところの議論につきましては、これを持ちまして終了とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。たくさん意見をいただきまして、宿題もありますので、次回までに整理をして、改めて事務局から提案をしていただきたいと思います。本日の会議はこれで終了致します。事務局のほうからほかに何か連絡事項等ございますか。それでは次回は7月24日ということで、定められていますので、またご参集いただきたいと思います。本日はありがとうございました。